

被扶養者の認定について

① 扶養認定基準

(扶養認定を受けようとする方の収入が下記金額未満であることが必要、交通費等を含めた税引き前の金額)

年齢(民法上の年齢)	60歳未満	19~22歳 (配偶者を除く)	障害者・60歳以上
年間	130万円	150万円	180万円
1ヶ月当たり	108,333円	125,000円	150,000円
1日当たり	3,612円	4,167円	5,000円

年齢は扶養認定を受けようとする日付時点(配偶者を除く19~22歳の方はその年の12月31日時点の年齢)

※扶養認定を受けようとする方が扶養認定基準を収入上満たしていても、被保険者の収入の1/2以上ある場合、被保険者による扶養の実態が無い・他に優先扶養義務者がいると判断される場合は、被扶養者として認定できません。

※日本国内に住所を有しない方(住民票が日本国内にあっても実態として国外に居住の本拠があるとみなされる方を含む)は、海外駐在に帯同の家族、留学・ワーキングホリデーで海外に在住する場合を除き、被扶養者となることはできません。

※自営業者(個人事業主)は、社会通念上『経済的に自立した存在であり、自身で生業として事業を営むことを選択した者』という観点から本来は被扶養者とはなりえないものですが、例外として過去3年間扶養認定基準内の収入であり、かつ今後も継続して扶養認定基準以内の収入であることが明らかである場合のみ認定します。なお、被保険者の標準報酬の算出・所得控除との公平性から、健康保険では経費認定は真にその事業運営に必要なもののみとなりますので、税に比べその範囲は大幅に狭くなります。また、原則として法人役員は、法人として健康保険の適用を受け自身は被保険者となるものであることから、被扶養者として認定できません。

② 申請に必要な確認書類

(被扶養者異動届とともに扶養認定を受けようとする日付から5日以内に事業主を通じ提出してください)

・該当項目が複数ある場合、各項目で必要とする書類は全て必要

・「写し」と記載されているもの以外は全て原本提出が必要(発行日から3ヶ月以内のもの)

・日本語以外の書類は和訳の添付が必要(翻訳者の所属・氏名を記載してください)

・住民票は続柄記載かつマイナンバーの記載の無いもので「世帯全員」と記載のあるもの。

・戸籍は謄本が必要(抄本は不可)。被保険者と扶養認定を受けようとする方の関係が片方の戸籍で確認できない場合は双方のものが必要。

・課税証明書は収入額の記載があるものが必要で、収入額の記載の無いもの・非課税とのみ記載されているものは不可。

申請時点で取得できる最新の年度のものをご提出ください。前年度所得未申告の場合は申告後に、転居されている場合は旧住所で交付を受けてください。海外在住者・転入者は課税証明書に準ずるものを提出願います。

・確定申告書一式とは、税務署提出控の写しまたはインターネット申請の印字したもの(収支内訳書等の続紙、明細等も全て必要)

・源泉徴収票は年調未済の記載が無いもの(記載がある場合、転職後のもので前職分が含まれない場合などは課税証明書の提出が必要)

・被保険者の収入は原則として年間収入「標準報酬月額×12ヶ月+年間賞与見込み(標準報酬月額×4ヶ月)」として計算します。

(事業主による収入見込証明書がある場合や年俸制の方等、この計算では実態に合わないことが明白な場合を除く)

扶養認定を受けようとする方	必要書類 (※18歳未満でも学生以外の方は18歳以上と同様の扱いとします)
全員該当	18歳以上の学生 ・在学証明書(ただし、学生証に有効期限が記載されている場合は学生証の写し(表裏)でも可とします)
「大学・短大・専門学校」以外の18歳以上の方	・所得証明(原則として課税証明書、給与以外の収入(不動産・雑所得等)のある方は確定申告書一式も必要) ※学生でも大学院生は必要
「配偶者」・「18歳未満の子」以外の方	・世帯全員の住民票(被保険者と扶養認定を受けようとする方が住民票上別世帯の場合は双方必要)
出生	・母子手帳の写しまたは被保険者と新生児の記載された住民票
婚姻	・婚姻受理証明書または戸籍謄本、および勤務・離職等の状況に応じた所得書類(下記各項目参照)
パート等をされている方	・雇用契約書の写しまたは直近の給与明細の写し3か月分
年金受給中の方	・直近の年金支給決定通知書の写し(老齢・遺族年金、共済年金、企業年金、個人年金等全て必要)
その他給付金等のある方	・直近の支給明細の写し(傷病手当金・給付型奨学金・研究費等)
退職・廃業を理由とする方	・雇用保険の離職票の写し、または健康保険資格喪失証明書もしくは退職証明書(発行者の印がない場合、真贋性から押印を求める場合があります) (※雇用保険を受給される場合、受給期間中(給付日額とその他の収入の合計が扶養認定基準を超える期間)は被扶養者となることはできませんので、その間は扶養削除が必要です) ・自営業廃業の場合は、廃業届の控(税務署受理印押印済またはe-Tax受付の分かる状態のもの)の写し
雇用保険受給終了	・雇用保険受給資格者証の写し(表裏とも)
直近で収入の無い方	・上記「退職・廃業を理由とする方」・「雇用保険受給終了」に準ずる(直近の退職時等のもの)
配偶者が被扶養者とならない場合(夫婦共同扶養) ※配偶者がいない場合も含みます	・被保険者および配偶者の前年度の源泉徴収票(自営業者等の場合は確定申告書一式) ・前年度収入が配偶者が多く、配偶者が育児休業を取得している場合は配偶者の育児休業通知書(写し) ・入社時・転職・育休明け等、源泉徴収票では1年間勤務の収入が確認できない場合は、扶養認定を受けようとする月から今後一年間の交通費込・税引き前の事業主による収入見込み証明書(各月ごと・賞与も記載) ・配偶者がいない場合(離婚・死別等)は、被保険者と扶養認定を受けようとする方の関係が分かり、配偶者がいないことが確認できることが確認できる戸籍謄本も必要
配偶者・子以外	・被保険者と扶養認定を受けようとする方の関係の分かる戸籍謄本 ・戸籍上または住民票上、被保険者の他に扶養義務者となりうる方がいる場合は、その方の所得についての証明も必要(上記「配偶者が被扶養者とならない場合(夫婦共同扶養)」に準じた書類)
被保険者と苗字が違う方	・続柄が確認できる戸籍謄本
外国籍の方	・在留カードの写し
別居	・被保険者および扶養認定を受けようとする方の双方の世帯の世帯全員の住民票、および直近3ヶ月の被保険者から扶養認定を受けようとする方への仕送りの証明 (扶養認定を受けようとする方・他の扶養義務者となりうる方の収入以上の仕送りが毎月必要。被保険者口座から扶養認定を受けようとする方の口座への毎月送金が原則で、手渡しや数か月分まとめて送金などは不可) ※通学のために別居している子、被保険者が単身赴任の場合の配偶者および子は仕送りの証明は不要

上記書類のみでは扶養認定の判断ができない場合は、追加書類の提出を求められることがありますので、ご承知おきください。